解散公告（第二回）

当法人は解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十四日

埼玉県幸手市大字幸手二二六二番地

社団法人幸手市医師会

代表清算人　能美　昌司

解散公告（第二回）

円山川右岸土地改良区は、平成二十六年二月二十四日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十日）の翌日から二箇月以内に申し出られたく、土地改良法第六十九条第二項の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十四日

兵庫県豊岡市引野五二一番地

清算法人円山川右岸土地改良区

清算人代表　木村　基之

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年七月十日開催の臨時社員総会の決議並びに広島県知事の認可により、平成二十六年二月五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十四日

広島県福山市宮前町二丁目二番一〇号

医療法人社団青藍会

清算人　甲斐　瑞枝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年五月十一日開催の定期総会の決議により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十四日

長崎県長崎市茂里町三番二四号

社団法人長崎県肢体障害者協会

代表清算人　土岐　達志

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十四日

札幌市北区北八条西四丁目二二番地中屋ビル

社団法人北海道美術文化振興協会

代表清算人　武田　清克

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年二月六日米子市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十四日

鳥取県米子市観音寺一四〇番地

米子市観音寺土地区画整理組合

代表清算人　浦上　金一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県遠野市新町一九番地、最後の住所不明

被相続人　亡　瀧田　ナカ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十四日

事務所岩手県遠野市東穀町八番一三号遠野ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大沼　宗範

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市北区櫛引町二丁目七三八番地、最後の住所埼玉県さいたま市北区櫛引町二丁目七三七番地二

被相続人　亡　渋谷　三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十四日

事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目三番一九号　新高砂ビル三階　浦和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河原崎友太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市中央区東淵野辺五丁目一〇八六番地一一、最後の住所神奈川県相模原市南区大野台二丁目二五番一四号

被相続人　亡　遠藤　紀男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十四日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一六番七号までもってあげたいビル四階　弁護士法人サガミ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松本　素彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市高津区新作二丁目七番、最後の住所川崎市高津区新作二丁目七番三六号

被相続人　亡　羽曽部和幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十四日

川崎市川崎区駅前本町三番地一　ＮＯＦ川崎東口ビル四階　川崎パートナーズ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　植原　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西区関屋堀割町七番、最後の住所新潟市北区島見町四五四〇番地

被相続人　亡　永井　重隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十四日

事務所新潟市中央区上所一丁目一番二四号　Ｎビル二階

相続財産管理人　弁護士　小川　和男

第12期決算公告

平成26年3月24日

埼玉県桶川市末広1丁目1番1号

株式会社自転車館埼玉

代表取締役　道祖土　忠

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の部	流動資産	14,414
	固定資産	2,460
	合計	16,874
負純資産の部	流動負債	3,195
	株主資本	13,679
	資本金	15,000
	利益剰余金	△1,320
	その他利益剰余金	△1,320
	（うち当期純利益）	(81)
	合計	16,874

第49期決算公告　平成26年2月27日

埼玉県加須市南篠崎1丁目3番1号

ブリヂストンフローテック株式会社

取締役社長　髙野　伸和

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の部	流動資産	8,962
	固定資産	3,834
	資産合計	12,796
負純資産の部	流動負債	4,905
	固定負債	844
	株主資本	7,046
	資本金	484
	資本剰余金	121
	その他資本剰余金	121
	利益剰余金	6,441
	利益準備金	151
	その他利益剰余金	6,289
	（うち当期純利益）	(693)
	負債・純資産合計	12,796

第18期決算公告

平成26年3月24日

宮城県仙台市宮城野区港1丁目24－4

東北工業株式会社

代表取締役　菊田　英寿

貸借対照表の要旨

（平成25年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の部	流動資産	17,083
	固定資産	763
	合計	17,846
負純資産の部	流動負債	8,611
	固定負債	127
	株主資本	9,108
	資本金	10,000
	利益剰余金	△891
	その他利益剰余金	△891
	（うち当期純利益）	(1,741)
	合計	17,846